

令和元年5月17日

総務部長 池田 一 善
(契約監理課取扱い)

指名登録業者に対する指名停止期間の変更について

佐賀市は、5月17日に開催した佐賀市入札者指名等審査委員会において、下記のとおり指名停止期間の変更について審議し、決定しました。

記

1 決定内容

指名停止業者名 (本社所在地)	株式会社九電工 (福岡県福岡市南区那の川一丁目23番35号)	
指名停止期間	変更前	平成31年3月22日～令和2年4月21日(13か月)
	変更後	平成31年3月22日～令和2年5月21日(14か月)

2 指名停止期間の変更理由

(1) 前記の事業者について、次のとおり指名停止措置を行っている。

元営業所長が、福岡県築上町が発注した「し尿処理施設建設工事」に関する条件付一般競争入札において、同町職員に働きかけ、自社が有利になるよう入札条件を作成させるなど、公正な入札の実施を害したとして、平成31年3月9日、公契約関係競売等妨害容疑で逮捕されたことを受け、平成31年3月22日から13か月の指名停止

(2) 今回、当該事業者は、次の事由により、指名停止措置の期間を変更する必要があるものである。

元営業所長が贈賄の疑いで、社員が談合の疑いで、それぞれ平成31年4月3日に逮捕された。

3 指名停止期間の変更の根拠

(1) 現在の指名停止期間の根拠

① 「佐賀市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領」(以下「措置要領」という。)別表第2第3号(競売入札妨害又は談合):12か月以上36か月以内

② 「佐賀市競争入札参加資格者指名停止等の措置基準」(以下「措置基準」という。)第3条第2項第6号(加算措置)に該当し、1か月加算

(2) 今回の指名停止期間については、措置要領第4条第5項(指名停止期間の特例)及び措置基準第3条第2項第1号(加算措置)に該当し、13か月に1か月を加え、14か月で措置する。